

令和 5 年 第 4 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 11 日

柳川市農業委員会

第 4 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 4 月 11 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 46 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 17名 欠席者 2名

推進委員出席者 17名 欠席者 2名

議 題 議案第17号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第18号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第19号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第20号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

協 議 事 項

1. 令和 5 年度最適化活動の目標設定等について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. あっせん申出書の取下願について

4. 農地への現況地目変更届について

その他

農業委員

出席委員（17名）

1番 高田 一利
3番 山田 英行
5番 古賀 勝次
7番 大淵 秀樹
9番 藤木 一彦
12番 松藤 一利
15番 河口 隆光
17番 阿志賀 一喜
19番 山田 善治

2番 亀崎 忠治
4番 吉丸 隆吉
6番 椛島 練二
8番 三小田 由勝
10番 田中 満義
14番 島添 茂樹
16番 園田 清美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（2名）

11番 松藤 政義

13番 松藤 和彦

推進委員

出席委員（17名）

龍 繁 樹
亀崎 壽 満
古賀 宏 義
櫻木 利 和
高口 勇 晴
松藤 稔
鶴田 信 行
三浦 榮 一
江口 克 子

藤 吉 利 広
梅 崎 直 祝
野 口 秀 一
米 田 秀 俊
平 川 貴 大
浦 幸之助
原 壽 利
吉 開 健

欠席委員（2名）

藤木 二三男

椛島 一 晴

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、ただいまから第4回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。御着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田善治君）

皆様こんにちは。春本番となりまして、次から次へと花が満開しております。少し春雨が多く感じられますが、我が営農組合も今、赤カビ病防除の消毒を行っております。

本日の出席委員は17名、定足数であります。また、17名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和5年第4回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

議案書を御覧ください。

令和5年

第4回柳川市農業委員会総会議案

議案第17号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第20号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

協議事項

1. 令和5年度最適化活動の目標設定等について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. あっせん申出書の取下願について
4. 農地への現況地目変更届について

その他

令和5年4月11日提出

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第17号から議案第20号までの4件と協議事項1件、報告4件であります。

本日の議事録署名委員に、7番大淵秀樹委員、12番松藤一利委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は、議席番号〇〇番、〇〇の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇の退席をお願いします。

〔〇〇 退席〕

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第17号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積430平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第17号申請番号、1番について補足説明を行います。

申請番号1番は、離農する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

以上、申請番号1番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第17号、申請番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、議案第17号、申請番号1番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、〇〇の退席を解除いたします。

〔〇〇 着席〕

○議長（山田善治君）

続きまして、申請番号2番から9番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積800平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積678平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,346平米、外9筆、合計10,085平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積905平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積496平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積855平米、外2筆、合計1,702平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人〇〇。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積188平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積127平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第17号、申請番号2番から9番について、一括して補足説明を行います。

申請番号2番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号4番は、父の〇〇から、子の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号5番は、離農する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で、〇〇円。

申請番号6番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号7番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号8番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号9番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

以上、申請番号2番から9番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第17号、申請番号2番から9番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、議案第17号、申請番号2番から9番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第18号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,616平米、外1筆、合計2,634平米。
申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、共同住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積325平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が、共同住宅3棟を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は全部で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は、父から子の会社への使用貸借。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、用途地域内の第1種中高層住居専用地域のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第18号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第18号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第19号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第19号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積927平米、外1筆。申出人、〇〇。
理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積649平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

以上です

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は大和地区と三橋地区、2番は大和地区でありますので、同地区の

委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。議案第19号 申請番号第1番の大和町分は、推進委員の櫻木利和委員、米田秀俊委員、江口克子委員、申請番号1番の三橋町分は、推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員、申請番号2番は、推進委員の高口勇晴の委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの9名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第19号については先ほどの9名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第20号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第20号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、A4サイズ1枚ものの別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業広告概要表。広告年月日、令和5年4月12日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権。地目・田。農用地の利用内容、水田として。面積3万5,624平米、筆数14筆。売り手5名、買い手4名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積1,768平米。所有権を移転する者（売り手）、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和5年4月28日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外6件となっております。

続きまして、A4サイズ2枚、A3サイズ1枚の農用地利用集積事業公告概要表の利用権設定関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表、公告年月日、令和5年4月12日。

1、利用権設定関係（存続期間変更）

こちらにつきましては、別紙のA3サイズの各筆明細を取りまとめた一覧表となっております。

見方としましたは、A3サイズの各筆明細の、受付ナンバー1を御覧ください。

所在地、〇〇、面積、2,947平米の分が、変更前が令和3年6月15日から令和6年6月14日、年数3年の分が、変更後存続期間が始期は一緒ですけれども、終期が令和9年6月14日の6年間となっております。この分を一覧表でまとめた表となっております。

年数ごと、年数が5年、6年、7.5年、10年、11.5年、14年と、15年と、16年、20年となっております。

利用権設定関係の賃借料の変更等もごございます。

こちらの案件につきましては、後ほど各自でお読み取りください。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第20号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議はあり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第20号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、協議事項に入ります。

令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを協議いたします。

事務局より協議事項の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

協議事項1. 令和5年度最適化活動の目標の設定等について。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、別紙ということで総会資料と一緒にお配りしておりました、左上に協議事項資料と書いたものを御用意いただきたいと思っております。

こちらについては、要するに毎年度、年度当初に農業委員会の活動の目標というのを設定していくことになっております。昨年もこの同じ様式において目標の設定をさせていただいておりますが、まず、1ページ目から簡単に説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の農業委員会の状況、1、農業委員会の現在の体制ということで、現在の委員の皆さんの任期が令和3年3月22日から、満了が令和6年、来年の3月21日となっております。農業委員さんについては、定数19名に対して実数も19名、あと、認定農業者等々に分類したものが19の下に数字を入れ込んでおります。

それから、農地利用最適化推進委員さん、こちらも定数19に対して実数19名、担当区域数4区域というふうな状況でございます。

2番目に、農家・農地等の概要ということで、左から経営体数、それから真ん中の表で農業者数、それと、一番右側に認定農業者等々の数値ということで数字を入れております。こちらについては、直近の農林業センサスで出ました数値及び令和4年4月1日現在の認定農

業者数などの数値を調べて記載をいたしております。

それから、一番下の耕地面積でございますが、こちらについても直近の数値、県のほうから示されている数値ということで、田が3,830ヘクタール、畑が62ヘクタールということで、対象農地として3,892ヘクタールという状況になっております。

続いて、2ページ目をお願いいたします。

最適化活動の目標ということで、まず、1番目に最適化活動の成果目標、こちら、現状が先ほど申しました田と畑を合わせた3,892ヘクタール、そして、これまでの集積面積、いわゆる令和4年度末の段階で、認定農業者の方々なりの担い手に集積をされている面積が3,137ヘクタール、率にしますと80.6%ということで、課題としましては、農地中間管理事業を活用し、担い手へのさらなる集積に努めていくというふうなところで記載をいたしております。

続いて、②の目標でございます。

農地の集積の目標年度、一応、令和5年度を目標の設定をいたしまして、令和4年度末で、上のところを見ていただきますと、集積率が80.6%というのが現状でございます。それを令和5年度中に80.7%まで上げていきたいというふうな目標になっております。

80.7%に上げるためには、集積面積として、さらにあと4ヘクタールが必要となってきますので、全体の農地面積が3,892ヘクタールで、前年度末が3,137ヘクタールが集積の面積となっておりますので、それに4ヘクタールを足した、令和5年度末の目標としては3,141ヘクタールを目標と設定をしております。これでいくと、一応80.7%に到達するというふうな目標の設定の仕方になっております。

続いて、(2)の遊休農地の解消でございますが、先ほど冒頭にパトロールの資料のほうで簡単に御説明いたしましたけれども、令和4年度末の状況で遊休農地が1.9ヘクタールということでまとめておりますので、それを記載いたしております。

なお、課題としましては、遊休農地の多くが面積がやはり狭かったり、大型の農業機械が使いにくいなどの理由で新たな耕作者がなかなか現れにくい現状があるというふうな課題を記載いたしております。

それから、下の②目標、既存遊休農地の解消ということで御覧いただきますと、緑区分の遊休農地の解消ということで2.2ヘクタールと、その下に0.44ヘクタールを記載いたしております。これは令和3年度の状況をここには記載をするというふうになっておりますので、令和3年度末の段階でいきますと2.2ヘクタールの遊休農地がありました。その5分の1を

緑区分の遊休農地の解消目標面積として設定するようになっておりますので、2.2の5分の1が0.44になりますので、ここは昨年と同じく固定した数値になっております。

それから、bの黄区分の遊休農地の解消のところは該当ありません。

それから、一番下になりますが、前年度、いわゆる令和4年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積ということで、令和4年度中に新たに0.3ヘクタールが新規扱いの遊休農地ということになっておりますので、その分の0.3を目標面積として記載をいたしております。

続いて、3ページ目をお願いいたします。

3ページ目が、(3)新規参入の促進ということでございます。

現状については、令和2年度から令和4年度までの新規参入の状況を記載いたしております。もう皆さんも御存じかと思えますけれども、一応、ハウス園芸施設を中心とした新規参入の方々になっております。品目は、イチゴをはじめ、アスパラとか、そういった品目の方もいらっしゃいます。

課題としましては、高収益の作物生産に向けた新規就農を計画、推進をする中において、近年のハウス施設などの資材の高騰というのが、設備資金や経費の確保と、返済にかかる将来的不安があるというふうなことで課題として記載をいたしております。

その下、②目標ということで、こちらは権利移動面積が令和2年度の268.9ヘクタールから、令和4年度が268ヘクタールということで、こちらの数値は、一応各年度ごとの相対利用権の取扱いの面積を記載いたしております。その3年分を平均しますと、平均が263.4ヘクタールで、この263.4ヘクタールのうちの1割以上を目標設定とするようになっておりますので、263.4を10で割りますと26.4というふうなところで一応数値を記載いたしております。

続いて、真ん中ほどの最適化活動の活動目標。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ということで、ここが昨年度から新たに設定が必要となってきたところでございます。

それで、昨年も説明をいたしましたけれども、当然、農業委員の皆さんも最適化活動を行っていただきますけれども、一応この設定上としては、推進委員さんが中心に最適化活動を行うというふうな書きぶりになっております。1人当たりの活動目標を月に6日、最適化活動を行う農業委員の人数が0人、農地利用最適化推進委員の人数が19人ということで、昨年と同様の内容で今のところ設定をいたしております。

続いて、活動強化月間の設定目標、こちらは記載のとおりですけれども、まず、利用権相対の審議をいたします6月と11月の総会のとくと、8月に農地パトロールを一斉に行っていたいただいておりますので、これらの3つの活動が農業委員会全体で行っている活動なんだということで、そういったものを3つ設定しなくてはならないようになっておりますので、内容については昨年度と同じですけれども、農地の集積、遊休農地の解消、それともう一つ、農地の集積ということで目標を今回も設定したいと思っております。

最後、新規参入相談会への参加目標ということで、目標を1回、開催時期は一応11月に1名というふうな設定をいたしております。内容については、市の農政課になりますけれども、それとJA、普及指導センターの担当の方による新規就農希望者向けの相談会が開催をされておりますので、そこに参加をしていくというふうな目標の設定になっております。

全般的に内容の設定の仕方については昨年度と大きくは変わってはおりません。一応、これも農業委員会の活動目標ということで皆さんに協議事項として本日説明をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山田善治君）

事務局より協議事項の朗読並びに説明が終わりました

これについて御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、先ほどの内容で決定させていただきます。

最後に、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年2月28日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,225
平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。備考、離作料なし（利用権設定）、外12件です。

続きまして、議案書の10ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年3月6日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積605平
米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇、外2件となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。

報 告

3. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年3月2日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,177
平米。願出人、〇〇。備考、令和5年1月6日付けで申出書を提出されていましたが、諸
事情により取り下げるものです。

続きまして、

報 告

4. 農地への現況地目変更届について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年3月7日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積983平米、外2筆。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、現在は農地（畑）として利用していますので届出ます。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告が全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、連絡事項でございます。

まず1点目は、先ほどあっせん委員に指名されました推進委員さんには、資料のほうを後ほどお渡ししますので、よろしく願いいたします。

続いて2点目が、次回5月の総会でございます。

5月の総会は5月10日水曜日になります。時間は午後2時から、またこちらの大和庁舎で開催いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に3点目としまして、本日また皆さんの机の上に、今年度、2023年版の活動記録簿セットをお配りさせていただいております。前年度分も既に提出いただいております委員さんもいらっしゃいますけど、本日持ってきてある方はまた総会終了後に事務局のほうでお預かりします。その際、一番表紙にお名前の記入漏れがないか、御確認をお願いしたいと思います。

それで、非常にいろいろ昨年からこういう書き方をということでお願いしておりますが、記入の仕方なり内容については、この冊子の4ページから12ページにかけて例が示されておりますので、ぜひそちらをまず御一読いただいて、極端に何でもいいので、記録にまず残していただきたいというのが事務局からのお願いでございます。

11ページの記入例を見ますと、11ページのナンバー1のところでは、自分の田んぼに行く途中に周辺の農地に異状がないことを確認したというようなことでも活動というふうになりますので、そういったものも含めて記入をしていただきたいと思います。

それで、一応これが1年間の活動記録簿になりますけれども、可能であれば、4月に行った活動を翌月の総会のときに事務局に出していただければ、なおよろしいかなと思います。これごとくされると、せっかく書いてある内容がどうだったろうかというふうになったりもしますので、毎月毎月、事務局のほうに出していただいても結構ですので、よろしく願

いたします。

連絡事項は以上です。

○議長（山田善治君）

これもちまして、令和5年第4回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時46分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年4月11日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会議録署名委員 大 淵 秀 樹

〃 松 藤 一 利